

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

令和4年10月27日

南三陸町長 佐藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 南三陸町学校給食配送等業務委託
- (2) 業務場所 南三陸町内
- (3) 業務期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）
- (4) 業務概要 南三陸町学校給食センターにおいて調理した給食並びに食器、  
食缶及び給食運営に必要な物品等を、南三陸町教育委員会において示す内容に基づき、対象とする南三陸町内の小中高等学校（8校）の配膳室その他の所定の位置まで、この業務の実施に適した配送用車両により配送し、及びこれらを回収する。

#### 2 入札参加資格

- (1) 南三陸町、気仙沼市、登米市又は石巻市に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のこと。）のいずれかを有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に定める国土交通大臣から一般貨物自動車運送事業許可を受けている、又は旅客自動車運送事業の許可を有し、令和5年3月1日までに一般貨物自動車運送事業許可を取得すること。
- (3) この業務の実施に必要な配送用車両を専用で用意できること。ただし、配送車両2台までに限り、南三陸町から貸与を受けることができる。この場合においては、貸与を受ける車両の使用者名義の変更、維持管理その他に要する経費について、受託者が負担し、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (5) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

- (6) 南三陸町暴力団等排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条の規定に該当しない者であること。

### 3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和4年10月27日（木）から同年11月10日（木）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町学校給食センター（本吉郡南三陸町志津川字新井田36番地96）

- (2) 仕様書の閲覧

ア 期間

令和4年10月27日（木）から同年11月17日（木）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町学校給食センター

ウ 質問

質問がある場合は、南三陸町学校給食センターに備付けの質問書に記入し、令和4年11月7日（月）午後5時までに南三陸町学校給食センターへ提出すること。

エ 回答

令和4年11月10日（木）午前9時から午後5時までの間、南三陸町学校給食センターにおいて、閲覧による。

オ 仕様書等の交付

貸出による。ただし、貸出時間は4時間以内とし、その日の閲覧終了時刻までに返却すること。

- (3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月18日（金）午前10時30分

イ 場所

南三陸町役場本庁舎3階会議室

### 4 入札参加資格の承認申請

- (1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類について、それぞれ正副2部を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し（許可取得を予定する場合は、旅客自動車運送事業の許可証の写し）

ウ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

（2）受付期間及び場所

ア 日時

令和4年10月27日（木）から同年11月10日（月）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町学校給食センター

（3）入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、令和4年11月14日（月）までに通知する。

（4）入札参加有資格者と認められなかつた者は、書面により、当該認められなかつた理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

（1）電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

（2）入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の110分の100に相当する額とすること。

（3）地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

入札保証金は、南三陸町財務規則第92条のとおりとする。なお、同規則第93条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

7 入札者の失格及び入札の無効

南三陸町競争入札参加心得（令和4年南三陸町告示第96号）に定めるところによる。

## 8 落札者の決定

- (1) 予定価格の限度の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものと落札者とする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則106条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町学校給食センター 担当者 及川、佐藤  
電話 0226-46-3676  
FAX 0226-48-5130